

# Weekly Report

第624日号  
令和3年11月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 年末にふるさと納税を行う場合の留意点等

年末にかけて、ふるさと納税を行う方が多くなりますが、以下のような留意点があります。

### ◆支払期限やワンストップ特例申請期限に注意

ふるさと納税は、控除上限額(年収や家族構成等で異なる)の範囲内で自治体に寄附を行った場合に、2千円を超える部分について、所得税と住民税から全額が控除されます。

令和3年分のふるさと納税として控除を受けるには、年内に寄附金の支払いが完了している必要があります。また、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を申込み場合は、各自治体の支払い方法ごとの期限を確認しましょう。

なお、控除を受けるには、原則、確定申告が必要ですが、確定申告が不要な給与所得者等で、その年の寄附先の自治体が5団体以内の方は確定申告を行わずに控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できます。特例を利用する場合は、寄附を行った全ての自治体に申請書等の提出が必要で、寄附をした翌年1月10日(必着)が提出期

限となります。

### ◆令和3年分の確定申告から申告手続の簡素化

ワンストップ特例を申請した方でも、寄附先が6団体以上となった場合や医療費控除などを適用するため確定申告を行う場合は、特例は無効となるため、全てのふるさと納税について確定申告が必要です。

なお、確定申告の際は、自治体が発行する寄附金受領証明書の添付が必要となりますが、令和3年分の確定申告から、寄附先ごとの受領証明書に代えて、特定事業者(指定を受けたふるさと納税の仲介サイト運営会社)が発行する年間寄附額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付できます。

## 令和2年度の法人の黒字申告割合は35%

国税庁が公表した令和2年度における法人税等の申告実績によると、法人税の申告件数は301万件で、その申告所得金額は70兆1301億円(前年度比7.9%増)、申告税額は12兆1220億円(同4.9%増)でした。

また、申告した法人のうち、黒字申告は105万3千件(同1.0%増)で、黒字割合は35.0%(0.3ポイント減)となり10年ぶりの減少となっています。なお、黒字申告1件あたりの所得金額は6663万円(同6.8%増)です。

一方、申告欠損金額は23兆7219億円(同60.1%増)と大幅な増加となり、赤字申告1件あたり1212万円(同56.1%増)となっています。

## ★★★11月のチェックポイント★★★

※アフターコロナを念頭に年末・年始の営業・資金計画を確認します。得意先管理を徹底し売掛金回収に努めても、借入が必要なら早めに金融機関に提出する資料の作成をします。

※年末調整の準備。各種控除等の申告書を配布し、控除を受けるために必要な証明書などを受理し、内容を確認します。年の中途で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼。

※繁忙と人手不足のため業務が片寄り、一部の方が過重労働にならないよう労務管理を。